

湖北広域行政事務センターし尿処理施設の設置および管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月1日

湖北広域行政事務センター 管理者 松居 雅人

湖北広域行政事務センター規則第4号

湖北広域行政事務センターし尿処理施設の設置および管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

湖北広域行政事務センターし尿処理施設の設置および管理に関する条例施行規則（昭和49年湖北広域行政事務センター規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第2号中「し尿」の次に「及び浄化槽汚泥」を加える。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。